

令和元年度答申第79号  
令和2年2月14日

諮問番号 令和元年度諮問第101号（令和2年2月4日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げており、その事業の中には、「遺族の就学の援護」が含まれている。

なお、労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定するが、当該基準を定めた厚生労働省令は制定されていない。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成24年12月4日、B市内の山中で死亡（自殺）しているのを発見された。死因は、右頸部切創による出血性ショックである。

（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書、決定書、裁決書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成29年3月6日、処分庁に対し、遺族補償年金の支給請求をするとともに、労災就学援護費の支給申請（本件申請）をした。

（遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、平成29年9月26日、上記(2)の遺族補償年金の支給請求に対し、「請求のありました遺族補償年金請求について、Q社での就労による労災請求であることから、同事業場での発病前6か月の具体的出来事を評価したところ、心理的負荷の強度を判断する具体例の「弱」「1か月に80時間未満の時間外労働を行った」が認められますが、労災認定要件を満たすには至りませんので、不支給としています。」との理由を付して、遺族補償年金の全部を不支給とする決定（以下「本件遺族補償年金不支給決定」という。）をし、同日、その通知書を審査請求人に発送した。

（労働者災害補償保険給付不支給決定通知書）

- (4) 処分庁は、平成29年9月26日、本件申請に対し、「貴方から請求のあった労災就学等援護費支給申請については、支給要件である「遺族補償年金受給権者」（直接死因と業務との間に相当因果関係が認められないため）に該当しないため不支給と決定します。」との理由を付して、労災就学援護費を不支給とする決定をし（本件不支給決定）、同日、その通知書を審査請求人に発送した。

（労災就学等援護費不支給決定通知）

- (5) 審査請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金不支給決定を不服として審査請求をしたところ、C労働者災害補償保険審査官（以下「本件労災保険審査官」という。）は、平成30年4月27日、当該審査請求を棄却する決定をした。

審査請求人は、上記審査請求棄却決定を不服として再審査請求をしたところ、労働保険審査会は、令和元年11月8日、当該再審査請求を棄却する裁決をした。

(決定書、裁決書)

(6) 審査請求人は、平成29年10月5日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和2年2月4日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

本件労働者は業務に起因して精神疾患に罹患し自殺したにもかかわらず、業務起因性を認めていないから、本件不支給決定の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

労災就学援護費の支給対象者は、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「本件支給要綱」という。）の3の(1)のロにおいて、「遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（・・・）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの」とされている。

処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係は認められないと判断し、本件遺族補償年金不支給決定をしている。また、本件労災保険審査官は、本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。さらに、労働保険審査会は、上記審査請求棄却決定に係る再審査請求を棄却する裁決をしている。

したがって、審査請求人は、本件支給要綱の3の(1)のロに掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

以上によれば、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきで

あるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求受付：平成29年10月5日

審理員意見書提出：平成30年3月22日

(本件審査請求受付から約5か月半)

本件諮問：令和2年2月4日

(審理員意見書提出から約1年10か月半)

(本件審査請求受付から約2年4か月)

- (2) そうすると、本件では、本件審査請求受付から審理員意見書の提出までに約5か月半しか要していないにもかかわらず、審理員意見書の提出から1年10か月以上もの期間を経過してようやく本件諮問がされたため、本件審査請求受付から本件諮問までに約2年4か月もの期間を要している。審理員意見書の提出から本件諮問までに上記の期間を要したのは、審査庁が、本件遺族補償年金不支給決定に対する審査請求の決定（平成30年4月27日）及び当該審査請求棄却決定に対する裁決（令和元年11月8日）が出るのを待って、本件審査請求の手續を進めたためではないかと考えられる。

審査庁においては、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学援護費に係る審査請求の手續が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手續の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、後者の審査請求の手續を進めるという運用をしているようであり（当審査会の令和元年度答申第15号及び第41号参照）、本件でも、その運用に従ったようである。

しかし、当審査会が上記答申において指摘したとおり、現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学援護費に係る審査請求の手續が別個に設けられているのであるから、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進めるべきであるし、上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学援護費の支給は、遺族補償年金の支給決定がされていることを前提としている（後記2参照）から、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争う

ことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手續を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすることができ、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法（平成26年法律第68号）1条参照）ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（社会復帰促進等）を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条参照）から、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就学援護費は、労災保険法29条1項2号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。本件支給要綱が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される。

そうすると、審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡は労災認定要件を満たすには至らないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされている（上記第1の2の(3)）から、本件労働者は、被災労働者ではなく、したがって、審査請求人は、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

## 3 付言

(1) 労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している（上記第1の1）にもかかわらず、当該基準を定めた厚生労働省令は、これまで制定されておらず、労災就学援護費の支給は、通達が定めた本件支給要綱に基づいて行われているにすぎない。

しかし、労災就学援護費の支給に関する決定は行政処分である（最高裁判平成15年9月4日第一小法廷判決・集民210号385頁参照）から、労災就学援護費の支給に関する決定は法令に定める基準に基づいて行われるべきである。当審査会は、労災就学援護費の支給を含む社会復帰促進等事業に係る諮問に対し、累次にわたり、労災保険法に基づく厚生労働省令の制定が求められると指摘してきた（アフターケアに係る健康管理手帳の交付に関する平成29年度答申第28号、第34号、第35号、第42号及び第47号、平成30年度答申第56号並びに令和元年度答申第24号及び第66号、アフターケアに係る通院費の支給に関する令和元年度答申第67号、義肢等補装具の購入等に係る費用の支給に関する平成29年度答申第41号及び令和元年度答申第19号、労災はり・きゅう施術特別援護措置に関する平成29年度答申第48号、労災就学援護費の支給に関する平成30年度答申第15号、第43号及び第59号、平成31年度答申第1号並びに令和元年度答申第15号及び第41号）ところであり、審査庁における真摯な検討と対応が求められる。

- (2) 本件不支給決定には、「支給要件である「遺族補償年金受給権者」（直接死因と業務との間に相当因果関係が認められないため）に該当しないため」という理由が付されている（上記第1の2の(4)）が、これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。審査請求人は、処分庁が本件労働者の死亡について業務起因性を認めていないことを審査請求の理由としている（上記第1の3）が、本来、労働者の死亡についての業務起因性の有無は、本件の労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求の手続ではなく、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続で争われるべき事柄である。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災保険法29条1項に基づく労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして、不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することがで

きるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審査手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条参照）にも資することになると考える。

このような観点から、当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申（上記(1)の労災就学援護費の支給に関する各答申）において、不支給決定の理由付記の内容を改善する必要があることを指摘したが、本件における上記の理由付記の内容は、いまだ十分に改善がされたものということとはできない。審査庁における更なる対応が望まれる。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美